

町民の皆さまへ

新型コロナウイルス感染症の拡大防止
に係る対応について（お願い）

国においては4月16日に新型コロナウイルス感染症拡大防止に関する緊急事態宣言の対象地域を全国すべての都道府県に拡大することを発表いたしました。

これは、現在も拡大している新型コロナウイルス感染症を国民一丸となって終息させようとする措置であり、本町においても各種イベントの中止や小・中学校を臨時休業とするなど対策を講じているところです。

すでに町民の皆さまにおかれましては、大変不便な生活を強いられていることと思います。

また、例年であれば、5月の連休を迎え、行楽、旅行、ご家族ご親戚の帰省など、大変活動的になる時期ではありますが、一日も早くこの状況を終息させるために、不要不急の外出を避けること、「三つの密（密閉空間・密集場所・密接場面）」を避けることなどの対応を改めて徹底していただきますよう、ご理解とご協力をお願いいたします。

令和2年4月27日

川棚町長 山口 文 夫

基本的な感染防止対策

- 手洗い、咳エチケット等の徹底
- 集団感染を防ぐため、

「換気の悪い密閉空間」

「人が密集している場所」

「近距離での密接な会話」

の三つの条件を避ける行動の徹底

- 人混みへの不要不急の外出の自粛

体調に少しでも心配なことがある方は

- 発熱等の風邪の症状がある場合は、できる限り外出を控えてください。
- 次のような症状があるなど、感染が疑われる方は、帰国者・接触者相談センターへご相談ください。

- (1) 風邪の症状や 37.5℃ 以上の熱が 4 日以上続いている方
(2) 強いだるさ（倦怠感）や息苦しさ（呼吸困難）がある方
※ 高齢者や妊婦、基礎疾患等のある方は、(1)(2)の状態が 2 日程度続く場合

【帰国者・接触者相談センター】

県央保健所（平日）

受付時間 9：00～17：30 Tel 0957-26-3306

長崎県相談センター（土日・祝日）

受付時間 9：00～17：30

Tel 070-4223-4371、070-2667-3211

※ 感染が拡大している地域に滞在された方は外出を自粛いただきますようお願いいたします。

※ 発熱・風邪症状で医療機関を受診する場合は、必ず受診前に医療機関へ電話連絡をお願いします。

川棚町新型コロナウイルス対策本部

（事務局：総務課 Tel 0956-82-3131）